



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月9日(火) 第9951号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○道路の区域変更(同)	2
○道路の供用開始(同)	3
○同	3
<b>公 告</b>	
○地域森林計画の案(林政課)	3
○地域森林計画変更計画の案(同)	4
○同	4
○同	4

■ 告 示

◎群馬県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	伊勢崎大胡線	前橋市泉沢町869番の2地先から同市上大屋町95番の1地先まで	前	6.6～11.5	248.3
			後	9.4～11.9	247.7

◎群馬県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎大胡線	前橋市泉沢町869番の2地先から同市上大屋町95番の1地先まで	令和3年11月9日

◎群馬県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	今泉館林線	邑楽郡明和町上江黒388番の1地先	前	6.6～8.9	110.1

		から同郡同町同370番の1地先まで	後	8.8~13.1	110.1
	麦倉川俣停車場線	邑楽郡明和町上江黒370番の1地先から同郡同町同388番の1地先まで	前	6.6~8.9	110.1
			後	8.8~13.1	110.1

◎群馬県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	今泉館林線	邑楽郡明和町上江黒388番の1地先から同郡同町同370番の1地先まで	令和3年11月9日
	麦倉川俣停車場線	邑楽郡明和町上江黒370番の1地先から同郡同町同388番の1地先まで	

◎群馬県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
一般国道	406号	高崎市剣崎町字長瀬東1189番の1地先から同市同字同1181番の4地先まで	令和3年11月9日

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次のとおり利根下流域森林計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県渋川森林事務所、群馬県桐生森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根下流	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり吾妻地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県吾妻環境森林事務所及び下記包括区域の町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
吾妻	平成30年4月1日から 令和10年3月31日まで	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり西毛地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県西部環境森林事務所、群馬県藤岡森林事務所、群馬県富岡森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
西毛	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村及び甘楽町

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり利根上流地域森林計画変更計画の

案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県環境森林部森林局林政課、群馬県利根沼田環境森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から28日間公衆の縦覧に供する。

令和3年11月9日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根上流	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで	沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111